



11月29日 水曜日

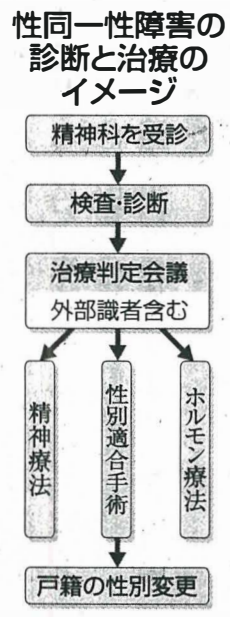
発行所 山陰中央新報社 〒690-8668 松江市殿町383 電話 総合案内 0852(32)3440

読者ホットライン 0852-32-3333 紙面に対するご意見をお寄せください 開設時間:午前9時~午後5時(土、日、祝日、年末年始を除く) ホームページ http://www.sanin-chuo.co.jp/ 購読お申し込み 0120-49-2550 受付時間:午前9時30分~午後5時30分(日曜、祝日、年末年始除く) 携帯サイト

性同一性障害 来年度から厚労省検討 性別適合手術に保険適用

厚生労働省は28日、心と体の性が一致しない性同一性障害(GID)の人を対象にした性別適合手術について、来年度から新たに公的医療保険の適用対象とする方向で検討に入った。近年、性的マイノリティーへの社会的認知が広がっていることが背景にあり、社会保障制度でも支援体制を整える動きが始まったといえそうだ。

社会的認知の広がり背景



現在は高額な費用が壁となつて手術をためらう人も多いが、保険が適用されれば最大3割の自己負担で受けることができる。厚労省は29日の中央社会保険医療協議会(厚労相の諮問機関)に提案する。

性同一性障害(GID) 心と体の性が一致しない障害。肉体的な性別に不快感を持ち、心の性別で日常生活を送ることを望む。原因は分かっていない。医療機関ではカウンセリングなど

どの精神療法やホルモン療法、性別適合手術を行う。2004年施行の性同一性障害特例法により①2人以上の医師による診断②20歳以上③結婚していない④性別適合手術を受けていない⑤性別適合手術を受けるに十分な条件を満たせば、家庭裁判所に請求し、戸籍の性別変更が可能となった。

アンケートでは国内と国外での手術件数がほぼ同数になっている。厚労省は保険適用の範囲については、性別変更の条件を踏まえ、心の性に身体を近づけるホルモン療法は対象から外す方向で検討する。厚労省などによると、性同一性障害で国内の医療機関を受診した人は、15年末までに延べ約2万2千人。

性別変更した人は16年時点で約6900人にとどまる。海外ではドイツ、フランス、オーストラリアなどで公的保険による給付実績があるという。性別適合手術を巡っては、性同一性障害の当事者団体が今年3月、ホルモン療法とともに保険適用を求める要望書を厚労省に提出していた。

医療機関で性同一性障害の診断を受けた人に対しては、精神療法やホルモン療法のほか、子宮や卵巣、精巣を摘出したたり陰茎を切断したりする性別適合手術の治療がある。ただ、精神療法以外は保険が適用されず、治療に100万円以上かかる場合も多い。